教育訓練協定書（例）

○○工業株式会社と○○工業労働組合とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し

下記のとおり協定する。

３時間以上～所定労働時間未満の訓練を「半日訓練」といいます。

記

事業主が教育訓練の実施の管理を行う場合、外部講師を招いて行う場合を含めて「事業所内訓練」、外部機関に委託して行う場合は「事業所外訓練」として取り扱われます。

１．教育訓練の実施予定時期等

教育訓練は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○カ月間において、

これらの日を含め○日間実施する。

ただしそのうち○日間は半日訓練とする。

２．教育訓練の時間数

教育訓練は、始業時刻（9時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。

ただし半日訓練の場合、この時間帯のうち４時間行う。

実施施設を特定できるように記載します。特に、実施施設が事業所の外にある場合、その名称と住所を記載します。

なお従業員1人当たりの教育訓練時間は○時間とする。

３．教育訓練の対象者

教育訓練の対象者は○○部門に所属する従業員とし、教育訓練実施日に

おいてはそのうち概ね○人に受講させるものとする。

４．教育訓練の実施主体

教育訓練は、△△教育サービス株式会社に委託して行う。

５．教育訓練の内容

教育訓練の内容は、○○技能向上訓練及び製品の品質管理の専門知識の

付与とする。（カリキュラムは別紙のとおり）

６．教育訓練の実施施設

教育訓練は、△△教育サービス株式会社○○研修所（○○県○○市○○町○-○-○）内

で実施する。

７．教育訓練の指導員（講師）

教育訓練の講師は、△△教育サービス株式会社所属の主任指導員○○○○その他別紙に

掲げる指導員が担当する。

８．教育訓練中の賃金額の算定基準

教育訓練中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の100％相当額の賃金を支給する。

ただし半日訓練の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の100％相当額の賃金を支給する。

なお賃金には○○手当と○○手当を含むものとする。

(1)１日当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金その月額÷１月の所定労働日数

100％未満とする場合は、労働契約又は就業規則において支給割合等の規定が必要です。

ロ．日ごとに支払う賃金その日額

ハ．時間ごとに支払う賃金その時間額×１日の所定労働時間数

(2)１時間当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金その月額÷１月の所定労働日数

÷１日の所定労働時間数

ロ．日ごとに支払う賃金その日額÷１日の所定労働時間数

ハ．時間ごとに支払う賃金その時間額

９．雑則

この協定は令和○年○月○日に発効し、令和○年○月○日に失効する。

令和○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○工業株式会社

代表取締役　○○○○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○工業労働組合

執行委員長　○○○○　　　印